

2. 電子マニフェスト導入実験の背景と成果

(1) 実験の背景

従来、廃棄物処理法の規定に沿って、紙マニフェストで産業廃棄物の管理を行っているが、紙マニフェストには以下の問題点が指摘されている。

(紙マニフェストの問題点)

- ・建設中のマニフェストは各現場で保管しているため本社で一括管理できない。
- ・期限を過ぎても返却されないマニフェストの抽出が困難である。
- ・廃掃法で要求されたマニフェストへの記入事項に漏れがあつても交付される。
- ・廃掃法で決められた5年間の保管場所を必要とする。
- ・マニフェストを受領するたびにマニフェストを整理保管し台帳に、受領日を記入する業務がある。
- ・マニフェストが紛失または破損しても再発行出来ない。

(2) 電子マニフェストの導入効果

電子マニフェストの導入実験によって、以下のような効果が明らかになった。

(電子マニフェストの導入効果)

- ・廃掃法で要求されたマニフェストへの記入事項に漏れがあると受け付けないため、記入漏れが防げる。
- ・確認期限が近づくとマニフェストの番号が青色表示になるため、処理業者に確実な処理の実施を促すことができる。
- ・印刷した台帳が必要な場合、システムからダウンロードし、それを活用することで、作成の手間が大幅に削減できる。
- ・本社側で各現場のマニフェスト情報をオンラインで閲覧でき、ISO14001の監査に利用できる。
- ・情報処理センターにマニフェスト情報が5年間保管されるため、保管スペースが不要であり、印刷したマニフェストを紛失しても再発行できる。

(3) 電子マニフェストの今後の課題

道入実験の結果からは、上記の効果が明らかになったが、以下のような問題点や課題点があった。今後、関係者により適切な改善が実施されることを期待したい。

(今後の課題)

- ・産廃関連の客先立会検査は電子マニフェストを出力したもので行われるが、提出する帳票が決められていない。
- ・一年を過ぎるとバックアップ媒体にテキストデータで保管されるため、帳票の形で直接閲覧出来ない。
- ・このため、一年を超える工事期間を要する工事の場合、電子マニフェストを分割して管理する必要がある。
- ・電子マニフェスト制度を運用している産廃業者が少ないため、業者選択に制限が加わる。
- ・電子マニフェスト制度と紙マニフェスト制度を運用している排出事業者がいるため、産廃業者は両方の運用を迫られる。
- ・紐つけ情報一覧表が自動的に作成出来ない。

(4) 電子マニフェストの効果について

電子マニフェストの仕組みとその効果を別添図に示す。



JFE エンジニアリング 株式会社

E0987B 収集運搬業者が未入力です。
E0988B 処分業者が未入力です。

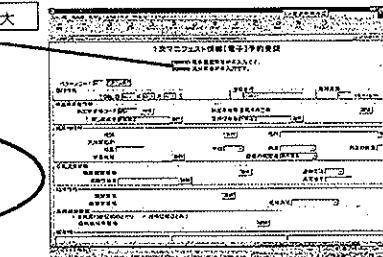


図1 記入漏れ防止機能

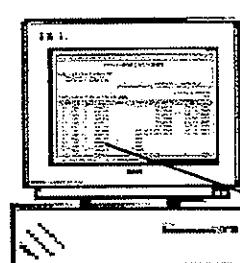


図2 確認期限監視機能

情報処理センターよりマニフェスト
情報をダウンロードしそれを活用す
ることで作成の手間が省ける



図3 マニフェスト情報活用機能

電子マニフェストシステム

電子マニフェスト運用により効果を確認した機能

平成17年3月9日(水)
環境建設部

報告書-2

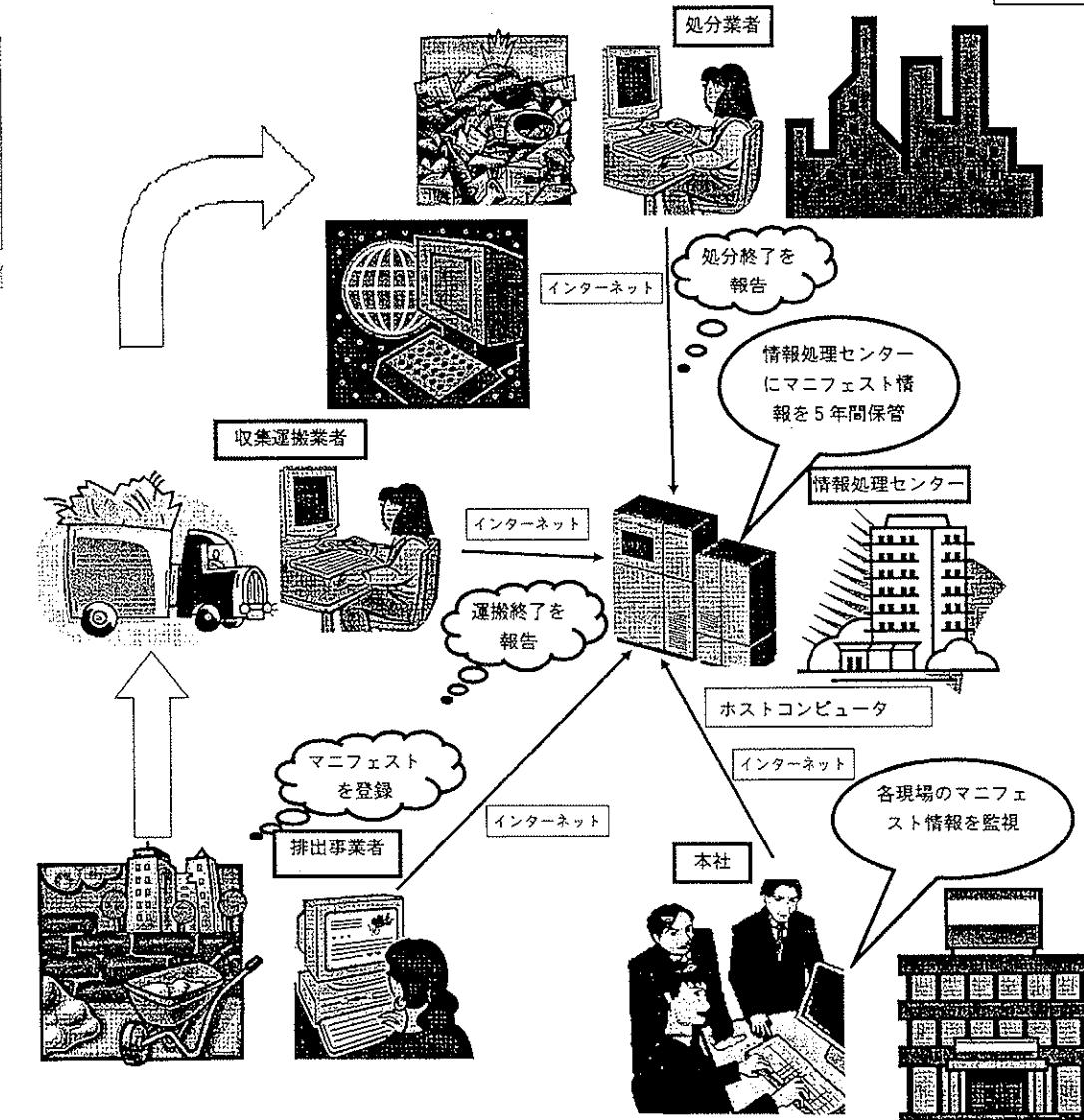


図4 マニフェストシステム全体機能